

伊万里市木造住宅耐震診断派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による既存住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な住宅の整備を促進することを目的として、伊万里市が行う派遣事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録建築士 一般社団法人佐賀県建築士会又は一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士として登録された建築士で、建築士事務所に属する者をいう。
- (2) 住宅 一戸建ての木造在来軸組構法又は木造枠組壁構法の専用住宅をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものを除く。
- (3) 派遣事業 住宅の所有者等に対し、耐震診断を行う登録建築士を派遣する事業をいう。
- (4) 所有者等 住宅の所有者、所有者の親族等で市長が所有者に準ずると認める者をいう。
- (5) 既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物をいう。
- (6) 受託者 派遣事業に関する事務の一部を受託したものをいう。

(派遣対象)

第3条 派遣事業の対象となる住宅は、次の各号の全てに該当する住宅とする。

- (1) 伊万里市内に所在するもの
 - (2) 所有者等が自ら居住するもの
 - (3) 木造一戸建ての専用住宅で、既存耐震不適格建築物であるもの
 - (4) 他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの
- 2 建築物の所有者等は、自己又は自社の役員等が、伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号から第5号までのいずれに

も該当するものであってはならない。

3 住宅の所有者等は、前項に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 所有者等は、市税等の滞納があってはならない。

(派遣の申込み)

第4条 派遣事業の申込みをする者（以下「申込者」という。）は、耐震診断派遣申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

(2) 確認通知書の写し又は住宅の建築時期が分かる書類

(3) 住宅の所有者が分かる書類

(4) 前条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書

(5) 市税等の滞納がないことが分かる書類

(6) 住宅の外観写真

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の耐震診断派遣申込書の提出期限は、市長が別に定めることとし、その提出部数は1部とする。

(派遣依頼)

第5条 市長は前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、派遣依頼書（様式第2号）により受託者に登録建築士の派遣を依頼するものとする。ただし、派遣事業の対象外と判断したときは、耐震診断派遣対象外通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

(派遣者の決定)

第6条 受託者は、派遣する登録建築士（以下「派遣登録建築士」という。）を決定したときは、耐震診断派遣者決定通知書（様式第4号）を市長に提出するものとし、市長は当該通知書を申込者に通知するものとする。

(派遣事業手数料)

第7条 申込者は、前条に規定する耐震診断派遣者決定通知書を受領した後、手数料を受託者に支払うものとする。なお、手数料は別表第1のとおりとする。

2 受託者は、前項に規定する手数料を受領したときは、速やかに派遣登録建築士を派遣するものとする。

(派遣の取消し)

第8条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により第6条の規定による決定を受けたとき。

(2) 申込者から事情により耐震診断を取りやめるため、耐震診断派遣取消申請書(様式第10号)の提出を受けたとき。

(3) 申込者が第3条第2項又は第3項の規定に該当することが判明したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の取消したときは、耐震診断派遣取消通知書(様式第5号)により申込者に通知するものとする。

(耐震診断の実施)

第9条 派遣登録建築士は、伊万里市木造住宅耐震診断派遣事業事務実施要領に基づき耐震診断を行うものとする。

(耐震診断結果の報告)

第10条 派遣登録建築士は、その業務が完了したときは、派遣事業完了報告書(様式第6号)に、耐震診断結果の報告書を添えて、受託者に提出するものとする。耐震診断結果の報告書については、事前に受託者の審査を受けるものとする。

2 受託者は、派遣登録建築士から提出された耐震診断結果の報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、派遣事業完了報告書及び耐震診断結果の報告書に、耐震診断結果通知書(様式第7号)を添えて、市長に提出するものとする。

3 派遣登録建築士は、前項の審査が完了したときは、申込者に耐震診断の結果を報告し、当該耐震診断結果について、説明しなければならない。

4 前項の規定により、申込者に耐震診断結果の説明を行った派遣登録建築士は、当該申込者から耐震診断結果の受領書(様式第8号)を徴するものとする。

5 市長は第2項の耐震診断結果通知書を受領したときは、当該通知書を申込者に通知するものとする。

(業務報酬の請求及び支払い)

第 1 1 条 派遣登録建築士は、請求書(様式第 9 号)に前条第 4 項に規定する耐震診断結果の受領書を添えて受託者に耐震診断の業務報酬を請求するものとする。

2 受託者が派遣登録建築士に対して支払う耐震診断の業務報酬は、別表第 2 のとおりとする。

(取引上の開示)

第 1 2 条 派遣事業を実施した所有者等は、派遣事業の対象となった住宅を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

(アンケート調査等への協力)

第 1 3 条 派遣事業を実施した所有者等は、本市が実施する住宅の耐震化の促進に向けたアンケート調査等に協力しなければならない。

(帳簿等の保管)

第 1 4 条 受託者は、派遣事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該事業完了後 5 年間保管することとする。

(補足)

第 1 5 条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 1 日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

派遣事業手数料	5, 0 0 0 円
---------	------------

別表第 2 (第 1 1 条関係)

耐震診断の業務報酬 (図面がある場合)	7 0, 0 0 0 円
耐震診断の業務報酬 (図面がない場合)	1 0 0, 0 0 0 円